

令和8年度社会福祉法人及び福祉施設等指導監査実施方針

第1 基本的な考え方

指導監査は、社会福祉法、老人福祉法、介護保険法、子ども・子育て支援法、児童福祉法及び障害者総合支援法その他関係法令等に基づき、所管する社会福祉法人及び福祉施設等の運営状況を確認し、利用者への適正かつ良質な福祉サービスの提供を確保することを目的に実施する。

また、虐待等の不適正な利用者処遇や不正請求等に対しては、関係機関と連携して機動的に対応する。

第2 指導監査の重点項目

指導監査は、別途定める各種別の実施要綱に基づき実施するとともに、定期的実施する指導監査については、以下のとおり重点事項を定める。また、前回の指導監査において指導事項がある場合は、その改善状況の確認を重点的に行う。

1 社会福祉法人

- (1) 評議員の選任を適切に行い、評議員会において社会福祉法及び定款に定める事項を決議しているか。
- (2) 理事及び監事の選任を適切に行い、理事会において社会福祉法及び定款に定める事項を決議しているか。
- (3) 法令等に基づく経理規程を策定し、適切な会計処理を行っているか。また、内部牽制体制を確立し、現金等の管理を適切に行っているか。

2 福祉施設等

- (1) 必要な人員を配置してサービス提供を行っているか。また、その配置を明確にしているか。
- (2) 利用予定者に対し、重要事項を説明し、同意を得ているか。また、福祉施設等の実態と整合した内容を説明しているか。
- (3) 虐待の発生及びその再発を防止するための措置を講じているか。

3 適正な介護報酬、自立支援給付費等の請求

- (1) 基本報酬及び加算について、報酬告示等に基づく算定を行っているか。また、算定根拠を明確にしているか。
- (2) 減算について、報酬告示等に基づく算定を行っているか。また、減算に該当しない場合は、その根拠を明確にしているか。
- (3) 報酬改定による新たな報酬告示等の要件に適合したサービスを提供しているか。

4 業務管理体制

法令遵守責任者の役割として、遵守すべき法令等を把握し、法令等に沿った事業の運営ができる仕組みを整備しているか。